

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	落札率	再就職の役員の数	備考
一貫構造計算プログラム購入(ライセンス含む)一式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 黒川 純一良 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成31年2月1日	ユニオンシステム株式会社 大阪府大阪市中央区谷町6丁目1番16号	2120001091636	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) 當種部における設計業務を行うにあたっては、設計業務委託契約条件で作成された構造計画の審査及び構造計算結果の整合性確認を行うことが要されるが、法律及び基準の高度化に伴い確実な審査には一貫構造計算プログラムが必要とされる。一貫構造計算プログラムとは、建築物の規模、形状、材料、荷重等のデータを入力し、建築基準法が定める計算やその合否判定、並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部(以下、「本省」という。)が定める耐震診断を連続して行うプログラムである。ユニオンシステム株式会社が販売する同プログラムは、営繕部が先送する設計業務の成果品において、近年ではその程度復元されている。同社のプログラムで作成された成果品を他社のプログラムにより審査した場合、計算結果に差異が生じ正確な審査ができず、新たな審査及び担当者対応時などにおいて、本省との間で迅速にデータの確認が可能となるのは、本省が唯一導入している同社のプログラムのみである。同社は、代理店契約を結んでおらず、本プログラムの販売及び総合メンテナンスを実施している唯一の業者である。以上のことから、上記業者と随意契約を結ぶものである。 会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号	3,321,000	3,240,000	97.56%	97%		
技術審査表出力システム設計等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 黒川 純一良 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	平成31年2月20日	東芝デジタルソリューションズ株式会社 大阪府大阪市北区大淀中1-1-30	7010401052137	本業務は、技術審査表出力システムにおいて、Windows10及びシステムのWEB化に対応するためのシステム設計方法検討及びシステム設計を行うものである。技術審査表出力システム(以下「システム」)は現在全事務所においてWindows 7に対応で運用中である。しかし、平成31年8月から、整備局PCのOSをWindows10に切り替えることに伴い、システムに関してもアップデートを行わないと使用不可となる。システムが使用出来ないこと、入札、契約手続き等の資格審査等に依る事務に多大な影響を及ぼすことから、システム改良を平成31年8月までにを行う必要がある。上記業者は、システムの開発を行っており、システム・データ内容・処理形態について熟知・精通している。以上のことから総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号	13,158,862	11,934,000	90.69%	90%		
兵庫国道事務所エレベーター修理業務	分任支出負担行為担当官 兵庫国道事務所長 国土交通技官 日野 雅仁 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	平成31年2月18日	三精テクノロジーズ株式会社 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番29号	3120901006634	本業務は、兵庫国道事務所庁舎エレベーターの制御室内に設置されている制御機器であるPLC(プログラマブルロジックコントローラ)の取替えを行うものである。 PLCはエレベーター全ての動作を制御するための電子部品であり、当該エレベーターの製造者である上記業者が独自で開発した制御用プログラムがインストールされている。 同社以外の制御用プログラムでは当該エレベーターを制御することが出来ない。 交換する新しいPLCを適正に動作するように、取替えに伴う動作確認・調整等、一連の作業を実施できるのは上記業者のみである。 よって、本業務は、PLCの取替え及び実施に伴う動作確認・調整等、一連の作業を実施出来る唯一の業者である、上記業者と随意契約を行うものである。 会計法第29条の3第4項及び予算法第102条の4第3号	1,641,600	1,512,000	92.10%	92%		

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。